

議案第49号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり市議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

市川市長 村越祐民

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例（平成14年条例第34号）第2条第1項及び別表に規定する放課後保育クラブ
- 2 指定管理者となる団体
千葉県市川市東大和田1丁目2番10号
社会福祉法人市川市社会福祉協議会
会長 小島 武久
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

理 由

令和4年4月1日から市川市放課後保育クラブを管理する指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。